官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○その安全管理規程にサイバーセキュリティの確保に関する事項を記載しなければならない鉄道事業者及び軌道経営者を定める告示（国土交通二九）　一
○適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件（消費者庁一）　二
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産三三）　二
○特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同三四）　四
○保安林の指定をする件（同三五）　五
○保安林の指定を解除する件（同三六）　五
○産業標準化法第七十一条の規定に基づき公示する件（経済産業一）　五
〔国会事項〕　五
〔人事異動〕　六
内閣　内閣府　六
〔叙位・叙勲〕　六
〔官庁報告〕　七
官庁事項　七
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　七
労働　七
最低工賃の改正決定に関する公示（岐阜労働局最低工賃公示一）　八
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
〔公告〕　八
諸事項　八
官庁　八
建設業の営業の停止命令関係　八
裁判所　八
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係　八
会社その他　九

法規的告示

○国土交通省告示第二十九号

内航海運業法施行規則等の一部を改正する省令（令和七年国土交通省令第百二十号）の施行に伴い、その安全管理規程にサイバーセキュリティの確保に関する事項を記載しなければならない鉄道事業者及び軌道経営者を定める告示を次のように定める。

令和八年一月十三日　国土交通大臣　金子　恭之

その安全管理規程にサイバーセキュリティの確保に関する事項を記載しなければならない鉄道事業者及び軌道経営者を定める告示

鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第三十六条の三第二項（軌道法施行規則（大正十二年内務省令）第三十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通大臣が定める者は、札幌市、仙台市、東京都、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市及び福岡市並びに次の表に掲げる者（同項において準用する場合にあっては、これらの者のうち軌道経営者である者）とする。

氏名又は名称	法人番号
北海道旅客鉄道株式会社	四四三〇〇〇一〇二二六五七
東日本旅客鉄道株式会社	九〇一一〇〇一〇二二九五九七
東海旅客鉄道株式会社	三一八〇〇〇一〇三一五六九
西日本旅客鉄道株式会社	一一二〇〇〇一〇五九六七五
四国旅客鉄道株式会社	一四七〇〇〇一〇〇二〇一四
九州旅客鉄道株式会社	六二九〇〇〇一〇一二六二一
東武鉄道株式会社	六〇一〇六〇一〇一四五〇八
西武鉄道株式会社	四〇一三三〇一〇〇六二六四
京成電鉄株式会社	七〇一〇六〇一〇一二一五五
京王電鉄株式会社	三〇一一一〇一〇〇五九九九
小田急電鉄株式会社	一〇一一〇〇一〇〇五〇六〇
東急電鉄株式会社	二〇一一〇〇一一二七八二九
京浜急行電鉄株式会社	七〇一〇四〇一〇〇九二七七
東京地下鉄株式会社	四〇一〇五〇一〇二二八一〇
相模鉄道株式会社	五〇二〇〇〇一〇二二六一五
名古屋鉄道株式会社	八一八〇〇〇一〇三一八三七
近畿日本鉄道株式会社	五一二〇〇〇一一八三六二九
南海電気鉄道株式会社	六一二〇〇〇一〇七七四九九
京阪電気鉄道株式会社	五一二〇〇〇一一八九八一六

阪急電鉄株式会社	七１１０九０１０１１１八１１
阪神電気鉄道株式会社	三１１１０００１０三六１七七
西日本鉄道株式会社	四二九０００１００九四１三
大阪市高速電気軌道株式会社	六１１０００１１０六二五六
日本貨物鉄道株式会社	七０１１００１０六八三六六

備考　この表において「法人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。

附　則

この告示は、内航海運業法施行規則等の一部を改正する省令第三条の規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

その他告示

○消費者庁告示第一号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

令和八年一月十三日

消費者庁長官　堀井奈津子

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク	京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地	京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地	令和七年十二月十九日

○農林水産省告示第三十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づく届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年一月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

Ⅰ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類並びに出願品種の名称

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Alternanthera brasiliana (L.) Kuntze	KIJKW498	Koder Innovation GmbH Hohenweg 11, 73489 Jagstzell, Germany	第38247号 令和７年10月29日
Angelica keiskei (Miq.) Koidz.	理趣2世	株式会社農学研センター 茨城県ひたちなか市毛1087番地1 和地春佳 茨城県笠間市旭町105番地13	第38141号 令和７年８月13日
Calibrachoa Cerv.	BALCABYELIM	Ball Horticultural Company 622 Town Road West Chicago, Illinois 60185, USA	第38231号 令和７年10月15日
〃	BALCHAELINK	〃	第38232号 令和７年10月15日
Chrysanthemum L.	シャトー風車オレンジ	イノチオ精興園株式会社 広島県府中市鵜飼町531番地８	第38217号 令和７年10月９日
〃	シャトー風車ローズ	〃	第38218号 令和７年10月９日
〃	精の乃亜	〃	第38219号 令和７年10月９日
〃	精の尚	〃	第38220号 令和７年10月９日
〃	精克	〃	第38221号 令和７年10月９日
〃	セイアルコル	〃	第38222号 令和７年10月９日
〃	セイロワール	〃	第38223号 令和７年10月９日
〃	セイブルク	〃	第38224号 令和７年10月９日
〃	セイバルド	〃	第38225号 令和７年10月９日
Clematis L.	はるの雫	大内広明 茨城県常陸太田市内田町3288－１	第38132号 令和７年８月６日
Euphorbia hypericifolia L.	Shades in Pink	株式会社ハクサン 愛知県日進市岩藤町三番割321番地１	第38235号 令和７年10月16日
Glycine max (L.) Merr.	ゆめのあゆみ	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第38240号 令和７年10月24日
Oryza sativa L.	佐賀酒73号	佐賀県 佐賀県佐賀市城内一丁目１番59号	第38215号 令和７年10月６日

Pennisetum alopecuroides (L.) Spreng.	Tiny Twinkler	Botanisk BV Kapelstraat 28A, 3950 Bocholt, Belgium	第38165号 令和７年８月22日
Petunia Juss.	TX1113	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地	第38236号 令和７年10月20日
〃	TX1114	〃	第38237号 令和７年10月20日
Pleurotus cornucopiae (Pers.) Rolland.	KKPC1号（ごう）	一般財団法人日本きのこセンター 鳥取県鳥取市富安１丁目84番地 ケイティーティー貿易株式会社 大阪府大阪市中央区安土町一丁目４番10号	第38228号 令和７年10月10日
〃	KKPC2号（ごう）	〃	第38229号 令和７年10月10日
Torenia L.	NRS WLB	未来アグリス株式会社 愛知県長久手市山越606番地 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 水野隆 愛知県尾張旭市上の山町間口3027番地の１	第38214号 令和７年10月３日
Tulipa L.	紅の風（くれないかぜ）	富山県 富山県富山市新総曲輪１番７号	第38249号 令和７年10月31日

Ⅱ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定国	輸出する行為を制限する旨
Angelica keiskei (Miq.) Koidz.	理恵2世（りえせい）	株式会社農学研センター 茨城県ひたちなか市市毛1087番地１ 和地春佳 茨城県笠間市旭町105番地13	第38141号 令和７年８月13日	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
Glycine max (L.) Merr.	ゆめのあゆみ	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第38240号 令和７年10月24日	〃	〃
Oryza sativa L.	佐賀酒73号（さがさけごう）	佐賀県 佐賀県佐賀市城内一丁目１番59号	第38215号 令和７年10月６日	〃	〃
Pennisetum alopecuroides (L.) Spreng.	Tiny Twinkler	Botanisk BV Kapelstraat 28A, 3950 Bocholt, Belgium	第38165号 令和７年８月22日	〃	〃
Petunia Juss.	TX1113	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地	第38236号 令和７年10月20日	〃	〃
〃	TX1114	〃	第38237号 令和７年10月20日	〃	〃
Torenia L.	NRS WLB	未来アグリス株式会社 愛知県長久手市山越606番地 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 水野隆 愛知県尾張旭市上の山町間口3027番地の１	第38214号 令和７年10月３日	〃	〃
Tulipa L.	紅の風（くれないかぜ）	富山県 富山県富山市新総曲輪１番７号	第38249号 令和７年10月31日	〃	〃

Ⅲ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定地域	生産する行為を制限する旨
Oryza sativa L.	佐賀酒（さがさけ）73号（ごう）	佐賀県 佐賀県佐賀市城内一丁目１番59号	第38215号 令和７年10月６日	佐賀県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。

○農林水産省告示第三十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年三月七日農林水産省告示第三百六十二号（特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年一月十三日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四　（略） 第五　するめいか 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 北海道　4,547 （略）　（略） 山形県　131 （略）　（略） 長崎県　1,323 （略）　（略） 三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） （略）　（略） するめいか大中型まき網漁業　986 （略）　（略） 第六～第八　（略）	すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四　（略） 第五　するめいか 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 北海道　4,947 （略）　（略） 山形県　201 （略）　（略） 長崎県　1,053 （略）　（略） 三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） （略）　（略） するめいか大中型まき網漁業　786 （略）　（略） 第六～第八　（略）

○農林水産省告示第三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県松江市宍道町上来待二六一七の六、二六一八の一、二六二五の一、二六八五の二、二六九〇の一から二六九〇の三まで、二六九二、二六九三、二六九三の二、二六九三の三、二七〇〇の二、四二六二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

宍道町上来待二六一七の六・二六一八の一・二六二五の一・二六八五の二・二六九〇の三・二六九二・二六九三・二六九三の二・二六九三の三・二七〇〇の二・四二六二の一（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、二六九〇の一、二六九〇の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年一月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福井県敦賀市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁及び敦賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第一号

産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、次のように登録の更新をしたので、同法第七十一条第一号の規定に基づき公示する。

令和八年一月十三日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　城内　実

日本検査キューエイ株式会社

一　登録の更新年月日及び登録番号

令和七年十二月二十六日　０４０５０４

二　登録の更新を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

日本検査キューエイ株式会社　東京都中央区入船二丁目1番1号　住友入船ビル１２階　代表取締役相談役　菅野　良一

三　登録の更新を受けた者が認証を行う鉱工業品の区分

土木及び建築、一般機械、鉄道、鉄鋼、非鉄金属、窯業、その他

四　登録の更新を受けた者が認証を行う区域

日本、アメリカ合衆国、インド、インドネシア共和国、オーストラリア連邦、カナダ、シンガポール共和国、タイ王国、ニュージーランド、フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国、台湾、大韓民国、ブラジル連邦共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、スイス連邦、スウェーデン王国、ドイツ連邦共和国、ルクセンブルク大公国、イタリア共和国、フランス共和国、ベルギー王国、チェコ共和国、デンマーク王国、スペイン、フィンランド共和国、ノルウェー王国、スロバキア共和国、ルーマニア、クロアチア共和国、ハンガリー、リトアニア共和国、ラトビア共和国、エストニア共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ギリシャ共和国、トルコ共和国

五　登録の更新を受けた者が認証を行う事務所の名称及び所在地

日本検査キューエイ株式会社　東京都中央区入船二丁目1番1号　住友入船ビル１２階

国会事項

参議院

答弁書受領

七年十二月二十六日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石垣のりこ提出公用車に搭載されたカーナビのＮＨＫ受信料に関する再質問に対する答弁書（第七一号）

参議院議員伊勢崎賢治提出ミャンマー国民和解担当日本政府代表の国民和解における実績に関する質問に対する答弁書（第七二号）

参議院議員ラサール石井提出難民認定を受けたトランスジェンダー当事者の在留カードの性別記載変更に関する質問に対する答弁書（第七三号）

参議院議員ラサール石井提出高市政権の外国人政策の在り方等に関する質問に対する答弁書（第七四号）

参議院議員福島みずほ提出ネットオークションにおけるアイヌ民族の戸籍簿の売買に関する質問に対する答弁書（第七五号）

参議院議員百田尚樹提出医師の応招義務及び不法滞在の外国人の医療費支払等に関する再質問に対する答弁書（第七六号）

参議院議員百田尚樹提出生活保護費に関する質問に対する答弁書（第七七号）

参議院議員百田尚樹提出帰化の許可及び永住許可の要件厳格化に関する質問に対する答弁書（第七八号）

参議院議員辻元清美提出原子力潜水艦の保有及び非核三原則に関する質問に対する答弁書（第七九号）

参議院議員仁比聡平提出佐賀県警におけるＤＮＡ型鑑定に係る不正行為に関する質問に対する答弁書（第八〇号）

参議院議員牧山ひろえ提出マイナ保険証への一本化に係る準備状況等に関する質問に対する答弁書（第八一号）

参議院議員牧山ひろえ提出マイナ保険証への一本化に係るトラブル及び保険証の切替えが困難な国民に対する支援措置に関する質問に対する答弁書（第八二号）

参議院議員牧山ひろえ提出被害者手帳導入の政策目的及び制度設計に関する質問に対する答弁書（第八三号）

参議院議員牧山ひろえ提出被害者手帳導入時の実効性の確保策等に関する質問に対する答弁書（第八四号）

参議院議員牧山ひろえ提出子どもからのＳＯＳを聞き逃さない仕組みに関する質問に対する答弁書（第八五号）

参議院議員牧山ひろえ提出スルガ銀行不正融資問題の早期解決に関する質問に対する答弁書（第八六号）

参議院議員牧山ひろえ提出インボイス制度の負担軽減措置等の柔軟な運用に関する質問に対する答弁書（第八七号）

参議院議員小西洋之提出存立危機事態が「平素」であるとする政府答弁に関する質問に対する答弁書（第八八号）

参議院議員小西洋之提出存立危機事態において我が国が我が国と密接な関係にある他国の同意を得て武力行使をすることに関する質問に対する答弁書（第八九号）

参議院議員小西洋之提出日中平和友好条約に規定する「武力に訴えないこと」に関する質問に対する答弁書（第九〇号）

参議院議員小西洋之提出高市早苗内閣総理大臣の言う「台湾有事」に係る「存立危機事態」における中国の我が国に対する反撃又は報復攻撃に関する質問に対する答弁書（第九一号）

参議院議員小西洋之提出高市総理の言う「台湾有事」の存立危機事態における「我が国と密接な関係にある他国」の意味等に関する質問に対する答弁書（第九二号）

参議院議員小西洋之提出高市総理の言う「台湾有事」に係る「どう考えても存立危機事態になり得るケース」の趣旨等に関する質問に対する答弁書（第九三号）

参議院議員小西洋之提出存立危機事態の要件該当性を判断するに当たっての「戦禍」及び「国民が被ることとなる犠牲」に関する質問に対する答弁書（第九四号）

参議院議員小西洋之提出国光あやの外務副大臣による小西洋之参議院議員への質問通告に係る事実無根の誹謗中傷による名誉毀損行為に関する質問に対する答弁書（第九五号）

人事異動

内閣

国務大臣　松本　洋平

内閣府特命担当大臣小野田紀美海外出張不在中内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策、人工知能戦略及び経済安全保障）事務代理を命ずる（一月八日）

内閣府

大野　澄子　加藤　憲治　金子　晃浩
京井　和子　武田　涼子　寺田　一薫
波多江久美子　林　真実　早水　徹
藤田　友敬　細川　昭子　蒔田　純司

水上淳一朗

自動車損害賠償責任保険審議会委員に任命する（各通）（一月八日）

叙位・叙勲

○叙位

従四位に叙する
木村　良雄

正五位に叙する
久保寺邦夫

従五位に叙する
福地　輝久

正六位に叙する（各通）
江平　猛夫
小松　利夫
若井　保

谷田貝好岡

永井　一成
北國谷　勉
森合　薫

西村　徳子

佐藤　勝之

中内　桂郎

落合　實
近藤　貞夫

新藤　秀一
西谷　泰夫

大坂　主税　竹村　敏
福原　至　藤江　功
目黒　貞夫　森　俊二
中島　甫吉
飯塚　信一　大久保清憲
占部　道敏　太田　寛
太田　壽夫
倉沢　任彦
小野　克也　佐藤　知也
中嶋　耕一　中村　幸夫
布施　祥夫

従四位に叙する
一野　明信

正五位に叙する
山南　弘幸

伊藤　陸人

山田　哲也

濱口智惠男

岡部　幸一
酒井　榮吉
東　利治

長友　俊光

宮田　哲男

鍋嶋　孝明

岡部　博師

本間　政和

塩井川榮一

丈　甲地
久保　榮一
野方　勇
福井　昌文
町田　信一

高橋　勘市

片山　悦男
山田　逸雄

高橋　昌一

従五位に叙する
大中　利明　鳴本　順久
秋田　昌輝　秋山　武文
小掠　六三　神園　正秋
関　隆　都竹　昭郎
堀越　茂利

岩崎　喜好

佐々木　茂

田嶋　付司

石井　実

加藤　二郎　鈴木　浩
上野　武男
高橋　康

小山　富也
中村　昭司

森　雄

（長岡技術科学大学名誉教授）　高田　雅介

正四位に叙する
岩谷　治二　中　進士

（静岡大学名誉教授）
遠藤　啓佑

（判事）
（長野工業高等専門学校名誉教授）
羽田　喜昭

福島　俊男

安藤　文雄　池野　眞市
田淵　省二　森　睦郎

井上　靜彦
武井　巖

（東京大学名誉教授）
西郷　薫

（長野工業高等専門学校名誉教授）
松本　忠雄

林　清

北脇　琳三　小林　功
天山　義一　山田　勝義

石川　臣栄

池田　守正　鎌形美津夫

稲葉　圭一
高崎　利行

井手健一郎　岡沢　義廣
鬼頭　勇　嶋倉　訓一
中山　洌　西嶋　健三

池田　弘　左田野　裕

恩田　二郎

（小山工業高等専門学校名誉教授）

従六位に叙する
宮本　康夫

横山　義昭

川崎　茂

坂本　君枝
渡邊登志雄

原田　直実

田中　資時

田所　正國

野澤　修

光野　利英

鎌野　健一
須藤　芳弘
安　誠

高橋　六藏

山本　昭

代　淳吉朗

小川　達朗　丹下　容子
池田　壽一　田中　義信
富澤　成美
土屋　勇　平井　保男
大宅　謙吾　佐久川政徳
田口　貞夫
別所　芳樹
谷島　光吉
田中裕次郎

前田　長

坂田　啓一

平間　文夫

野里　和宏

福場　康雄

○叙勲

従七位に叙する（以上七年十二月八日）
福地　輝久

旭日小綬章を授ける
北國谷　勉

旭日双光章を授ける（以上七年十一月二十七日）
福井　昌文

旭日双光章を授ける（七年十一月二十九日）
宮田　哲男

旭日中綬章を授ける
小岩　誠二

旭日単光章を授ける（以上七年十一月三十日）
谷田貝好岡

瑞宝小綬章を授ける
永井　一成　福原　至
竹村　敏　若井　保
森　俊二

瑞宝双光章を授ける（各通）
上村　政男　小金丸一久

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七年十一月二十七日）
太田　寛

瑞宝中綬章を授ける
佐藤　功　新藤　秀一
中嶋　耕一　藤田　誠二
布施　祥夫　藤原　明彦

瑞宝双光章を授ける（各通）

瑞宝単光章を授けるもの（各通）（以上七年十一月二十八日）
藤田　照男　増田　進一
川村　実　高橋　勘市

瑞宝双光章を授けるもの（各通）
甲地　丈　土田　敬子　町田　信一

瑞宝双光章を授けるもの（各通）
長友　俊光

瑞宝単光章を授けるもの（以上七年十一月二十九日）
杉森　幹雄　赤山　健治　山田　哲也　大中　利明

瑞宝双光章を授けるもの（各通）
高橋　博　田嶋　付司

瑞宝単光章を授けるもの（各通）（以上七年十一月三十日）
（大阪府立大学名誉教授）　石井　実

瑞宝小綬章を授けるもの
加藤　二郎　鈴木　浩
中村　昭司　本田　豊加

瑞宝双光章を授けるもの（各通）（以上七年十二月一日）
（長岡技術科学大学名誉教授）　高田　雅介

瑞宝中綬章を授けるもの（七年十二月二日）
（静岡大学名誉教授）　横山　義昭

瑞宝中綬章を授けるもの
（判事）　遠藤　啓佑
（長野工業高等専門学校名誉教授）　羽田　喜昭

瑞宝小綬章を授けるもの（各通）
池野　眞市　田淵　省二　渡邊　登志雄

瑞宝双光章を授けるもの（各通）（以上七年十二月三日）
（東京大学名誉教授）　西郷　薫

瑞宝中綬章を授けるもの
田中　資時

瑞宝小綬章を授けるもの
石川　臣栄　小林　功

瑞宝双光章を授けるもの（各通）
池田　守正

瑞宝単光章を授けるもの（以上七年十二月四日）
鬼頭　勇　嶋倉　訓一　高崎　利行
西嶋　健三　山本　昭

瑞宝双光章を授けるもの（各通）（七年十二月五日）
小川　達朗　丹下　容子

瑞宝小綬章を授けるもの（各通）
前田　長

瑞宝双光章を授けるもの
平野　祥一

瑞宝単光章を授けるもの（以上七年十二月六日）
（弘前大学名誉教授）　富澤　成美

瑞宝小綬章を授けるもの
大宅　謙吾　佐久川　政徳　土屋　勇
野里　和宏　平間　文夫

瑞宝双光章を授けるもの（各通）（以上七年十二月七日）
福場　康雄

瑞宝双光章を授けるもの
田中　裕次郎

瑞宝単光章を授けるもの（以上七年十二月八日）

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年１月13日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

道路の種類	路線名	区間
一般国道	２号	相生市竜泉町305番10から同市竜泉町178番１までの上下線
〃	〃	相生市竜泉町178番１から同市若狭野町入野字入鹿渕1135番１までの下り線

労働

最低工賃の改正決定に関する公示

岐阜労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃（平成９年岐阜労働基準局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年１月13日　岐阜労働局長　原田　浩一

岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃

1　適用する家内労働者　岐阜県の区域内で陶磁器上絵付業に係る転写の業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表に掲げる品目欄、規格欄及び転写の業務欄の区分に応じ、１個につき、金額欄に掲げる金額

品目		規格		転写の業務			金額
		寸法	形状	転写紙の面積	転写位置	転写紙の枚数	
和食器	飯茶わん（蓋なし）	径が11センチメートル以上12センチメートル未満のもの	丸形及び平形	側面積の４分の１以上４分の３以下	側面	１枚	５円91銭
	湯のみ茶わん（蓋なし）	径が５センチメートル以上８センチメートル未満のもの	円筒形				５円91銭
	小皿	径が11センチメートル以上12センチメートル未満のもの	丸形	平面積の４分の１以上２分の１以下	平面		５円48銭
洋食器	マグカップ	径が７センチメートル以上９センチメートル未満のもの	円筒形	側面積の４分の１以上４分の３以下	側面		６円30銭
	ケーキ皿	径が17.5センチメートル以上19.5センチメートル未満のもの	丸形でリム形	見込み面積の２分の１以上	見込み		７円09銭

4　効力発生の日　令和８年３月31日

公　告

諸　事　項

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年１月13日

東北地方整備局長　西村　　拓

１　処分をした年月日　令和７年12月22日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　クレハ建設株式会社　佐藤　通浩　福島県いわき市綾ノ町16　国土交通大臣許可（特―06）第000307号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の区域内における建築工事業及びとび・土工工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

（注１）「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）「とび・土工工事業」とは、注文者からとび・土工・コンクリート工事を請け負う営業をいう。

（注３）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事以外の建設工事をいう。

⑵　期間

令和８年１月14日から令和８年１月23日までの10日間

４　処分の原因となった事実　クレハ建設株式会社は、福島県及び茨城県で請け負った建築一式工事及びとび・土工・コンクリート工事において、建設業法第３条第１項の許可を受けないで建設業を営むものと同法施行令第１条の２第１項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。

このことが、同法第28条第１項第６号に該当すると認められる。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

破産手続開始

除権決定

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十四日
掲載頁　一四五頁（号外第一六一号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十三日
掲載頁　三一七頁（号外第一六八号）
令和八年一月十三日
東京都新宿区揚場町一番二一号
（甲）丸紅テツゲン株式会社
代表取締役　秋山　邦彦
東京都千代田区九段北四丁目一番七号
（乙）丸紅メタル株式会社
代表取締役　池田　崇輝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.prestigein.com/pgs/company/profile.html
（乙）http://www.premier-itsolution.co.jp
令和八年一月十三日
東京都千代田区麹町二丁目四番地一
（甲）株式会社プレステージ・グローバルソリューション
代表取締役　中西　奈央（吉田　奈央）
秋田県にかほ市平沢字堺田八四―一
（乙）株式会社プレミアＩＴ＆プロセスマネジメント
代表取締役　澤田石大介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://4craft.jp/notice/
（乙）https://guld.jp/notice/
令和八年一月十三日
東京都新宿区新宿七丁目一二番二号武蔵野マンション一階　（甲）株式会社4craft
代表取締役　上原　尚
東京都渋谷区恵比寿二―二八―七ＳｈｕＢＬＤＧ２８９３　（乙）株式会社グルド
代表取締役　上原　尚

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　一八八頁（号外第一四八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年八月二十一日
掲載頁　八十八頁（号外第一八九号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十二月十五日
掲載頁　一一二頁（号外第二七三号）
（丁）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十二月十五日
掲載頁　一一二頁（号外第二七三号）
（戊）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十二月十二日
掲載頁　四頁
（己）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十二月十五日
掲載頁　一一二頁（号外第二七三号）
（庚）https://k.secure.freee.co.jp/companies/329411/announces
（辛）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十三日
掲載頁　一八二頁（号外第一三九号）
令和八年一月十三日
東京都渋谷区神南一丁目四番九号六Ｆ
（甲）ｆｏｒｅｓｔ株式会社
代表取締役　湯原　伸悟
福岡市中央区天神一丁目一番一号アクロス福岡一Ｆ　（乙）福岡商事株式会社
代表取締役　播川　直毅
東京都渋谷区円山町五番五号Ｎａｖｉ渋谷Ｖ三階　（丙）株式会社Ｓｅｒｉｏｌａ
代表取締役　安藤　成希
東京都渋谷区円山町五番五号Ｎａｖｉ渋谷Ｖ三階
（丁）株式会社Ｗｉｎｆｏｒｗａｒｄ
代表取締役　安藤　成希
東京都渋谷区神南一丁目四番九号六Ｆ
（戊）アルダ株式会社
代表取締役　安藤　成希
東京都渋谷区円山町五番五号Ｎａｖｉ渋谷Ｖ三階　（己）ｆｏ４株式会社
代表取締役　安藤　成希
東京都渋谷区神南一丁目四番九号二Ｆ
（庚）株式会社Ｔｓｕｚｕｃｌｅ
代表取締役　森　祐太
神奈川県茅ヶ崎市新栄町七番五号ＣＨＩＧＡＳＡＫＩＢｉｚ―Ｎａｚ四階Ｃ区画
（辛）株式会社Ｐｒｏｄｕｃｔ　Ａｒｃｓ
代表取締役　土肥　岳人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.create-sd.co.jp/ir/index.html

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月三十日

掲載頁　八十九頁（号外第二四一号）

令和八年一月十三日

神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二

（甲）株式会社クリエイトエス・ディー

代表取締役　瀧屋　幸彦

東京都府中市若松町二丁目三番地の一二

（乙）株式会社サンエフ

代表取締役　中浦　茂人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十二月十二日

掲載頁　一二八頁（号外第二七二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十二月十二日

掲載頁　一二八頁（号外第二七二号）

令和八年一月十三日

福井県越前市家久町第二四号三番地の一

（甲）北陸リトレッド株式会社

代表取締役　宇田　公郎

福井県越前市芝原五丁目一二番二二号

（乙）株式会社ブリヂストンショップ福井

代表取締役　三村　健二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月八日

掲載頁　五十八頁（号外第二二五号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月十三日

愛知県津島市元寺町三丁目二一番地二

（甲）株式会社菅原設備

代表取締役　菅原　直樹

愛知県豊橋市牟呂町字西明治源助堀六番地の五

（乙）有限会社オダ設備

代表取締役　小田　信行

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月七日

掲載頁　九十一頁（号外第三号）

令和八年一月十三日

兵庫県芦屋市大桝町三番一六号一〇二号室

（甲）株式会社パスカル

代表取締役　原口　隼平

兵庫県芦屋市大桝町三番一六号一〇二号室

（乙）株式会社一

代表取締役　原口　隼平

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十三日

愛媛県八幡浜市白浜通一五三六番地一一八

（甲）医療法人福寿会

理事長　宇都宮　栄

香川県高松市瓦町一丁目一二番地四五

（乙）医療法人社団弘徳会

理事長　宇都宮　栄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月十三日

愛媛県松山市湊町七丁目七番地一

（甲）セキ株式会社

代表取締役　関　宏孝

愛媛県松山市湊町七丁目七番地一

（乙）有限会社こづつみ倶楽部

代表取締役　関　宏孝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十日

掲載頁　一一二頁（号外第一八八号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月十三日

大分県大分市今津留一丁目一四番八号

（甲）株式会社舞鶴酒販

代表取締役　堀田　浩二

大分県臼杵市大字市浜一一〇七番地の一

（乙）有限会社臼杵酒販

代表取締役　堀田　浩二

吸収分割公告

左記会社は、吸収分割して甲は乙が行う、銀座エリア及び札幌エリアの各エリアにおける、サッポログループが行う酒類事業の発展及びそのブランドの価値向上を目的とした不動産活用施策（本承継対象不動産に係るものに限る。）の企画・推進並びに本承継対象不動産の所有及びそれに伴う関係者対応に係る事業に関して有する権利義務の一部を承継し、乙はこれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）令和七年三月三十一日付、官報（号外第七十二号）一〇二頁に掲載しております。

（乙）令和七年三月三十一日付、官報（号外第七十二号）一〇二頁に掲載しております。

令和八年一月十三日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番一号

（甲）サッポロビール株式会社

代表取締役社長　時松　浩

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号

（乙）サッポロ不動産開発株式会社

代表取締役社長　宮澤　高就

吸収分割公告

左記会社は、吸収分割して甲は乙が行う、恵比寿エリアにおける、サッポログループが行う酒類事業の発展及びそのブランドの価値向上を目的とした不動産活用施策（恵比寿ガーデンプレイスに係るものに限る。）の企画・推進並びに当該不動産の所有及びそれに伴う関係者対応に関して有する権利義務の一部を承継し、乙はこれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）令和七年三月三十一日付、官報（号外第七十二号）一〇二頁に掲載しております。

（乙）令和七年三月三十一日付、官報（号外第七十二号）一〇二頁に掲載しております。

令和八年一月十三日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番一号

（甲）サッポロビール株式会社

代表取締役社長　時松　浩

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号

（乙）サッポロ不動産開発株式会社

代表取締役社長　宮澤　高就

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十三日

東京都新宿区北新宿一―一―一六ＪＳビル四〇一

合同会社ＯＮＥ　ＭＩＸ．

代表社員　寺島　大貴

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十日であり、組織変更後の商号はＯＫａｃｈｉコーポレイション株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十三日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号オリエント赤坂モートサイドビル三Ｆ

合同会社亀有地所

代表社員　合同会社大洗ホテルプロジェクト

職務執行者　茶谷志勇人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十三日

東京都新宿区高田馬場二丁目一七番三号東京三協信用金庫本店ビルＴＨＥＨＵＢ高田馬場七三五号　Ｆｕｊｉ　Ｂｉｔ合同会社

代表社員　鈴木　健一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月十四日であり、組織変更後の商号は株式会社ソウゾウとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十三日

神奈川県横浜市中区石川町一―一三―二エネクル横浜元町テラスザハブ二〇六

合同会社ソウゾウ

代表社員　会田　汐里

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十三日

三重県鈴鹿市西条一丁目五番三号

合同会社ＫＯＤＥＭＡＲＩ

代表社員　玉田　博子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十八日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｄ―ＭＡＬＩＡとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十三日

大阪府吹田市千里丘下六番Ａ―八〇三号

合同会社ディマリア

代表社員　谷本　果幸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十三日

大阪市北区鶴野町三番九―二五〇二号

合同会社Ｐｉｅｃｅ

代表社員　出野　隼也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ｄ＆Ｗホールディングスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十三日

大阪市淀川区西中島四丁目五―一ＮＬＣ新大阪パワービル四階Ｆ号　合同会社Ｄ＆Ｗ

代表社員　石田　浩平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＳＡＢＡＢＡとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十三日

大阪市鶴見区緑四丁目一―六

ＩＯＢＴ　ｔｒａｄｉｎｇ合同会社

代表社員　岸渕　孝行

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月十三日

埼玉県富士見市大字水子六五六五番地

有限会社寿司和

代表取締役　荒居　正信

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百九十九万円減少し一万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十三日

東京都新宿区高田馬場二丁目一四番二―八一〇号　河野エンジニアリング合同会社

代表社員　河野　周輔

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十五億円減少し、その減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十二日

掲載頁　一九二頁（号外第一六七号）

令和八年一月十三日

東京都港区虎ノ門二丁目三番一七号

株式会社ＭＡプラットフォーム

代表取締役　森　章

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し二百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十三日

東京都中央区日本橋久松町四―七久松町ロータリービル三階

合同会社ＳＧＲＩＯＢ

代表社員　山﨑　尚輝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月十三日

東京都練馬区向山三丁目二一番三九号

有限会社Ｍ・Ｊ・Ｉ

代表取締役　小林　五香

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十七日であり、株主総会の決議は、令和八年一月五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十七日

掲載頁　一八〇頁（号外第一三三号）

令和八年一月十三日

東京都文京区本郷三丁目一五番九号

株式会社ＥＬＹＺＡ

代表取締役　曽根岡侑也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千二百五十三万四千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://denshi-kessan-koukoku.com/companies/dea8ebc7-4399-4bbe-9e1b-97e9c3be0b07/settlements

令和八年一月十三日

京都市伏見区向島柳島一番地

Ｓｐａｃｅ　Ａｖｉａｔｉｏｎ株式会社

代表取締役　保田　晃宏

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千二百五十八万六千五百円、資本準備金の額を七千二百五十八万六千五百円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。また、当社が発行している新株予約権が令和八年二月二十五日までの期間に行使された場合には、当該行使により増加する資本金及び資本準備金の額の同額を前文の減少額に加えて減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年一月九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年一月十三日

東京都板橋区板橋三丁目九番七号

株式会社タカキュー

代表取締役　伊藤　健治

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億六千九百九十九万三千八百四十二円、資本準備金の額を九億四千九百九十九万三千八百四十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十八日

掲載頁　一一五頁（号外第一六六号）

令和八年一月十三日

東京都新宿区西新宿六丁目八番一号

ＪＡＰＡＮ　ＡＩ株式会社

代表取締役　工藤　智昭

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一三五〇万円、資本準備金の額を一三五〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月十三日

東京都世田谷区太子堂二丁目二一番九号

有限会社きぬた屋

代表取締役　安藤　誠

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十一億九千百九十四万六千三百十八円、資本準備金の額を六億二千二百八十五万二千八百四十五円減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十七日であり、株主総会の決議は令和七年十二月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年一月十三日

大阪市西区立売堀一丁目四番一二号

株式会社ピクセラ

代表取締役　藤岡　毅

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年一月二十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年一月十三日

東京都港区浜松町一丁目一〇番一一号

ジェイファーマ株式会社

代表取締役社長　吉武　益広

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月十三日

東京都葛飾区堀切一丁目一六番一八号

岩崎金属工業株式会社

代表取締役　岩崎　孝正

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月十三日

東京都立川市柴崎町二丁目一一番二〇号

株式会社レボ

代表取締役　中山　武

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月十三日

滋賀県長浜市細江町八六四番地四

髙橋金属株式会社

代表取締役　髙橋　康之

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月十三日

大阪市東成区神路一丁目二番一〇号

徳永金属工業株式会社

代表取締役　徳永　愼市

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年二月十八日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月十三日

東京都葛飾区堀切一丁目一六番一八号

岩崎金属工業株式会社

代表取締役　岩崎　孝正

資本金の額の減少公告及び合併公告

乙は、資本金の額を四百五十万円減少し一億円とすることにいたしました。

また、左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式三千株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この資本金の額の減少及び合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲及び乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月五日

掲載頁　七十二頁（号外第一号）

令和八年一月十三日

東京都渋谷区渋谷二丁目一〇番六号

（甲）株式会社イグナイトマネージメント

代表取締役　深川　誠二

東京都渋谷区渋谷二丁目一〇番六号

（乙）株式会社ロックフォール

代表取締役　深川　誠二

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成十年六月九日文部省告示第百七号（文化財を登録有形文化財に登録する件）（原稿誤り）				
三	上	所在地欄終りから二～一	大字梶寄五三	大字梶寄浦字下
〃	下	所在地欄一～二	七―一	梶寄五三七―一
〃	〃	三～四		
令和七年十二月十九日官庁報告欄法務省告示配第百六十一号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）				
一二三	一	二	大阪市西区	東京都大田区